

刈谷田川土地改良区地区除外等処理規程

(適用)

第 1 条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び地目変更並びに権利義務の決済等については、法令、定款及び規約に別段の定めのあるものの外、この規程の定めるところによる。

(農地転用等の通知)

第 2 条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第 4 条第 1 項本文若しくは同法第 5 条第 1 項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請又は同法第 4 条第 1 項第 7 号若しくは同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には、当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ転用組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し、別記様式（第 1 号）により転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。

2 この土地改良区の地区内の田を畑に地目変更を行う場合は、当該土地に係る転用組合員は、別記様式（第 2 号）によりこの旨をこの土地改良区に通知しなければならない。

(措置)

第 3 条 この土地改良区は、前条の通知があったときは速やかにその転用により土地改良区の事業の受ける影響を調査し、必要があると認める場合には転用組合員又は転用関係者に対し、次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用の目的を害さない工事を施行すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行なうこと。
- (3) 汚濁水の水路及び農地への流入を防止すること。
- (4) 土地改良施設用地と転用地との境界設定については、この土地改良区立会のもとに行うこと。
- (5) 当該土地転用に際し、残汚水の排水上この土地改良区が管理する用排水施設を利用する場合は、その施設の維持管理に要する費用の分担について、別途協議の上その負担に応じること。
- (6) その土地の転用目的の変更、その他転用工事等の重要な変更の場合は、その都度この土地改良区に届出て承認を得ること。

(7) 転用目的の土地及び建物等を第三者に所有権等を移転した場合は、以上の事項について新所有者等に承継せしめる責任を負うこと。

(8) その他土地改良区の事業に支障を生じる事項について、必要な措置を採ること。

(意見書の交付等)

第 4 条 この土地改良区は、第 2 条の規定により転用許可に係る通知があったときは、当該通知のあった日から 30 日以内に別記様式（第 3 号）により、土地改良区の事業に与える影響、それに対する措置についての協議及び第 6 条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第 30 条第 6 号又は第 57 条の 2 第 2 項第 3 号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第 5 条 転用組合員は、第 2 条の通知に係る土地につきこれを転用するときは、あらかじめ別記様式（第 4 号）によりこの土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(決 済)

第 6 条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があったときは、除外すべき土地に係る決済金の額を別記基準により確定し、速やかにその決済をするものとする。

(地目変更に係る決済)

第 7 条 田を畑に地目変更する土地の決済金は、前条の規定により算定する田の決済金と畑の決済金との差額とする。

但し、畑に賦課しない地区の地目変更に係る決済金については、前条の規定により確定した額とする。

(会 計)

第 8 条 この規定により徴収した決済金は、特別会計として処理するものとする。

但し、経常費に係る決済金相当分については、一般会計の収入とし、経常経費に充当するものとする。

(準 用)

第 9 条 この規程は、農地法に基づく許可又は届出を要しない転用及び転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。

但し、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附 則

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、昭和 53 年 10 月 27 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 18 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 10 月 25 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 12 日より施行する。

附 則

この規程は、議決の日(平成 26 年 3 月 19 日)より施行する。

附 則

この規程は、議決の日(平成 28 年 10 月 12 日)から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。